

# 資料 3-1-4 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

## 別表 2-1-2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (1/3)

### 通報基準 (施設敷地緊急事態に該当する事象)

#### 敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01)

【1、2、3号機適用】

原災法第 11 条第 1 項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について 1 時間当たり  $5 \mu\text{Sv}$  を検出したとき。

- ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1 時間当たり  $5 \mu\text{Sv}$  以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。
- ・また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、1 時間当たり  $1 \mu\text{Sv}$  以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。

#### 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02)

【1、2、3号機適用】

排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準 (1 時間当たり  $5 \mu\text{Sv}$  に相当) 以上の放射性物質を 10 分間以上継続して検出したとき。

#### 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03)

【1、2、3号機適用】

放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準 (1 時間当たり  $5 \mu\text{Sv}$  に相当) 以上の放射性物質を 10 分間以上継続して検出したとき。

#### 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE04)

【1、2、3号機適用】

火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

- ・管理区域外の場所において、1 時間当たり  $50 \mu\text{Sv}$  以上の放射線量を 10 分間以上継続して検出したとき。

#### 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE05)

【1、2、3号機適用】

火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

- ・管理区域外の場所において、空气中濃度限度の 50 倍 (1 時間当たり  $5 \mu\text{Sv}$  に相当) 以上の放射性物質を検出したとき。

#### 施設内 (原子炉外) 臨界事故のおそれ (SE06)

【1、2、3号機適用】

原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の本体の内部を除く。) において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。

#### 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE21)

【適用号機なし】

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。

#### 蒸気発生器給水機能の喪失 (SE24)

【適用号機なし】

原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。

別表 2-1-2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (2/3)

通報基準 (施設敷地緊急事態に該当する事象)

非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失 (SE 25)

【適用号機なし】

全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分間以上継続すること。

直流電源の部分喪失 (SE 27)

【適用号機なし】

非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分間以上継続すること。

停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE 29)

【適用号機なし】

原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。

使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE 30)

【適用号機なし】

使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE 31)

【1、2、3号機適用】

使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること。

格納容器健全性喪失のおそれ (SE 41)

【適用号機なし】

原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。

2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (SE 42)

【適用号機なし】

燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。

原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE 43)

【適用号機なし】

炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。

別表 2-1-2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (3 / 3)

通報基準 (施設敷地緊急事態に該当する事象)	
<p><u>原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 (SE51)</u> <span style="float: right;">【適用号機なし】</span></p> <p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>	
<p><u>所内外通信連絡機能の全て喪失 (SE52)</u> <span style="float: right;">【適用号機なし】</span></p> <p>泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p>	
<p><u>火災・<sup>いづ</sup>溢水による安全機能の一部喪失 (SE53)</u> <span style="float: right;">【適用号機なし】</span></p> <p>火災又は<sup>いづ</sup>溢水が発生し、安全機器等*の機能の一部が喪失すること。            ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器 (以下「安全機器等」という。) を設置する区域であって、別表 2-1-5 に示すものをいう。</p>	
<p><u>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (SE55)</u> <span style="float: right;">【1、2、3号機適用】</span></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
<p><u>事業所外運搬での放射線量率の上昇 (XSE61)</u> <span style="float: right;">【1、2、3号機適用】</span></p> <p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた地点で 100 <math>\mu</math>Sv/h 以上の放射線量を検出したとき。 (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。)</li> </ul>	
<p><u>事業所外運搬での放射性物質漏えい (XSE62)</u> <span style="float: right;">【1、2、3号機適用】</span></p> <p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所外運搬に使用する容器 (L 型、IP-1 型を除く。) からの放射性物質の漏えいがあったとき。 (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。)</li> </ul>	